

令和4年度学校法人静岡精華学園静岡福祉大学との連携による地域
課題解決事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、地域の活性化及び地域住民と若者の交流・協働の推進を図るため、地域課題解決事業を実施する学校法人静岡精華学園に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、焼津市補助金等交付規則（昭和60年焼津市規則第1号）及びこの要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において「地域課題解決事業」とは、平成27年3月22日付けで締結した焼津市と静岡福祉大学（以下「福祉大」という。）との包括連携協定に基づき実施する次に掲げる事業並びに平成29年12月21日付けで締結した焼津商工会議所、大井川商工会及び福祉大の包括連携協定に基づき実施する産業振興等推進事業をいう。

- (1) 子育て支援事業 子育て講演会その他子育ての支援を行う事業
- (2) 拠点等を活用した地域活性化事業 市民を対象とした福祉大教授等による各種講座等を福祉大駅前サテライトキャンパス等において開催する事業
- (3) 中心市街地活性化事業 市の中心市街地活性化に資する事業
- (4) 産業振興等推進事業 市の産業振興等の推進に資する事業
- (5) その他地域課題解決事業 市と福祉大が連携して地域課題を研究し、解決する事業

(補助の対象)

第3条 補助の対象となる経費は、令和4年4月1日から事業完了の日までに支出した地域課題解決事業に要する経費のうち、別表に掲げるものとする。ただし、クレジットカード決済、スマートフォンアプリ等を利用した決済その他特典が付与される決済手段により支払われるものを除く。

(補助金額)

第4条 補助金の額は、前条に規定する経費の額とし、205万円を限度とする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、次に掲げる書類を別に定める期日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 補助金交付申請書（第1号様式）
- (2) 事業計画書（第2号様式）
- (3) 収支予算書（第3号様式）

(交付の決定)

第6条 市長は、前条の規定による交付申請があったときは、速やかにその内容を審査し、適当と認めるものについて補助金の交付を決定し、交付決定通知書（第4号様式）により申請者に通知するものとする。

(交付の条件)

第7条 市長は、前条の規定による交付の決定においては、次に掲げる条件を付するものとする。

- (1) 補助事業が予定の期間内に終了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告し、その指示を受けなければならない。
- (2) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意義務をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。
- (3) 補助金の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度終了後5年間保管しなければならない。

(補助対象事業の変更等)

第8条 補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

- (1) 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合
- (2) 補助事業に要する経費の配分の変更をしようとする場合で、第2条各号に掲げる事業の経費の額の20パーセントを超える変更をしようとするとき。

2 補助事業者は、前項に掲げる変更等があった場合には、次の書類を市長へ提出しなければならない。

- (1) 変更等承認申請書（第5号様式）
- (2) 変更事業計画書（第2号様式）
- (3) 変更収支予算書（第3号様式）

3 市長は、前項の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、これを承認したときは、補助事業者に通知するものとする。

(実績報告)

第9条 補助事業者は、補助事業が終了したときは、次に掲げる書類を事業完了の日から起算して20日を経過した日又は令和5年4月5日のいずれか早い日までに市長へ提出しなければならない。

- (1) 実績報告書（第6号様式）
- (2) 事業実績書（第6号様式別紙）
- (3) 収支決算書（第3号様式）
- (4) 領収書又はその写し

(補助金の確定)

第10条 市長は、前条の実績報告書の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の額を確定し、補助金交付確定通知書（第7号様式）により補助事業者に通知するものとする。

(請求の手続)

第11条 前条の補助金交付確定通知を受けた者は、請求書（第8号様式）を補助金交付確定通知を受けた日から起算して14日を経過した日までに提出しな

ければならない。

(概算払請求手続)

第12条 補助事業者は、概算払の請求をすることができる。この場合においては、次に掲げる書類を市長へ提出しなければならない。

(1) 概算払請求書 (第9号様式)

(2) 資金状況調べ (第10号様式)

(決定の取消し等)

第13条 市長は、虚偽の申請その他不正な手段により補助金の交付決定を受けたものがあるときは、交付決定を取り消すものとする。

2 前項の場合において、既に補助金が交付されているときは、全額を返還させるものとする。

(補則)

第14条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。